

議第61号

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように制定する。

令和8年5月18日提出

京 都 市 長      松      井      孝      治

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部  
を改正する条例

京都市理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第3条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「前3  
号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

理容所以外の場所において業を行うことができる場合について、規定を整  
備する必要があるので提案する。